

第3章 生活排水処理の基本理念と方針

第1節 生活排水処理に係る理念，目標

本市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域で、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村の3町村が合併し形成された。本市のほぼ中央には水深日本一を誇る田沢湖、東には秋田駒ヶ岳、北には八幡平があり、南には肥沃な穀倉地帯として仙北平野を形成している。奥羽山脈を構成する森林が8割を占め、仙北地域の水源となっている。

本市の特徴は、歴史的遺産と豊富な自然に恵まれた環境を有している点であり、観光産業を活かした北東北の拠点都市を目指している。

本市を流れる桧木内川、玉川は、大小の沢や川を集めて市内を縦断し、仙北平野を潤すとともに豊富な流量が東北有数の電源地帯を形成している。また、これらの河川は、市民のふれあいの場、レクリエーションの場としても重要であり、生活用水だけでなく社会経済活動を通じ、さまざまな形態で利用されている。

一方、近年、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、生活排水が原因とみられる水質汚濁が社会問題となっており、生活排水処理の必要性和緊急性はますます高まってきている。市民のニーズの多様化に対応した快適で暮らしやすいまちづくりを実現するためには、豊かな水環境の保全が重要課題となってきた。

本市は平成17年9月の合併を期に、新しい仙北市として、行政・市民が共通の認識に立ち、それぞれの役割の中で生活排水対策を実施して、美しい清流と豊かな自然環境を守り育むものとする。

また、具体的な達成目標として、平成16年度における本市の生活排水処理率は約38%であるが、公共下水道及び農業集落排水施設等の整備拡充と合併処理浄化槽の普及を促進することにより、計画目標年度である平成32年度には生活排水処理率を約89%に上げることが目指す。

達成目標

生活排水処理率 = 89%

第2節 生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る理念，目標を早期に実現するため、具体的な行動指針となる基本方針を以下のとおり定める。

1．生活排水処理施設の整備推進

下水道や農業集落排水施設等の集合処理計画区域内については、施設整備の推進を図り、早期整備の達成をめざす。

一方、集合処理計画区域外においては、未水洗化家屋を対象とした合併処理浄化槽の設置補助等を継続することにより、住宅の新築、改築に合わせて合併処理浄化槽の設置の促進を図る。

2．し尿、浄化槽汚泥の適正処理の実施

既存し尿処理施設は老朽化が著しく施設の適正管理が困難になってきている。そのため、更新施設を整備し、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を実施していく。また、管理運営については、収集量に見合った収集運搬体制を整備し、安定的かつ適切な処理が可能となるように経済性も視野に入れた運転・管理方法を検討していく。

3．啓発活動の充実

下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設が整備された区域内においては、下水道等への接続を推進し、水洗化率（接続率）の向上を図る。

また、生活雑排水による環境汚染（水質汚濁）を抑制するため、使用する洗剤の適正選定や廃食用油の家庭内での適正処理等を指導，啓発し、水質浄化意識の高揚を促進する。